

事務連絡
2025年3月4日

県病労執行委員様

各分会長様

県病労本部

兵庫県立病院コンプライアンス指針の策定と コンプライアンス意識の徹底について（報告）

連日の取り組みに敬意を表します。

安全・安心な医療サービスの提供及び健全な病院運営を着実に遂行するため、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を徹底する目的で、「兵庫県立病院コンプライアンス指針」が2月上旬に策定されたこと、そして、この間、職員の酒気帯び運転に関する事案が立て続けに生じていることから、コンプライアンス意識の徹底について、各病院に通知されることの説明を受け、やりとりを行いましたので、お知らせします。

記

1. 「兵庫県立病院コンプライアンス指針」の策定について

1) 目的

安全・安心な医療サービスの提供及び健全な病院運営を着実に遂行するためには、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を徹底し、高い倫理観を持つことが不可欠。

そこで、兵庫県立病院では、コンプライアンス向上の取組を組織的かつ積極的に進めるため、病院局に企業経営等の専門家からなるコンプライアンス委員会を設置して議論を重ね、この度標記指針を策定した。

2) 指針の概要

目指す姿（目標）を定め、その目標を達成するため、職員一人ひとりが日常業務を遂行する過程で行うべき判断及び行動のあり方について、全般的な共通事項として、6つの「職員の行動規範」と具体的な行動目標等を定めた。

3) 目指す姿（目標）

- ・県民から信頼される病院であること
- ・患者や家族から求められる病院であること
- ・職員が誇れる病院であること

6つの行動規範

①法令遵守と公平・公正な職務遂行、②説明責任、③個人情報保護と情報セキュリティ対策、④適正な経理事務、資産の適正な管理・保全、⑤県民への誠実な対応、⑥相互尊重・チームワーク

2. 「コンプライアンス意識の徹底」について

1) 別添のとおり

2) 周知方法：各病院長あてに一斉メールで周知。

周知方法については所属に委ねる。

3. やりとり

組合) 「兵庫県立病院コンプライアンス指針」の策定は、病院局独自のものか。

当局) 県立病院は、医師職をはじめ様々な職種で構成されるため、ガバナンス等を共有し一体となって医療サービスの提供を行う必要があることから、病院局独自で策定することとなった。

組合) 2月上旬に策定されたとのことだが、その際、情報提供を受けていなかった。今後は、丁寧な対応を行ってもらいたい。

当局) 勤務条件等とは異なるものであるため、情報提供が遅れたものである。今後は、丁寧な対応に心がける。

組合) 周知はどのように行われたのか。

当局) 各病院長あてに一斉メールを行うとともに、各職員が閲覧できるように県ホームページへの掲載や庁内掲示板を設置し周知を図っている。

組合) 現場では、安心・安全な医療を提供するため、日々、懸命に働いている。そのことを踏まえた対応をしてもらいたい。

当局) 承知した。

組合) これまで定期的に発出されていた綱紀肃正通知「県民の信頼確保と厳正な規律の保持について」とは異なるものか。

当局) 従来の綱紀肃正通知の代わりに発出するものではなく、この度の事案の発生を踏まえて、再発防止に向けた注意喚起を別途行うものである。

組合) 酒気帯び運転など、不祥事が立て続けに生じているための通知であることは理解するが、行き過ぎた対応のないようお願いする。

当局) 承知した。